

○指定自動車教習所職員講習実施規程

北海道警察本部告示第23号

平成2年4月12日

改正 平成6年5月10日警察本部告示第31号、8年9月9日第68号、10年9月29日第91号、12年3月3日第7号、19年11月6日、28年3月18日第144号、令和5年6月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の規定に基づき、指定自動車教習所職員講習実施規程を次のように定める。

指定自動車教習所職員講習実施規程

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第5章の規定による指定自動車教習所職員講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 講習は、別表の指定自動車教習所職員講習実施基準（以下「講習実施基準」という。）に従い実施するものとする。

2 技能検定員（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号。以下「改正法」という。）附則第6条第2項に規定する旧技能検定員を含む。）であつて、教習指導員（改正法附則第7条第2項に規定するみなし教習指導員を含む。）である者は、教習指導員に対する講習を受けることを要しない。

3 教習指導員又は技能検定員である者が管理者を直接に補佐する職員である場合は、教習指導員又は技能検定員に対する講習のほか、管理者を直接に補佐する職員に対する講習を受講するものとする。

第3条 削除

（学科講習用教材）

第4条 学科講習に使用する教材は、指定自動車教習所職員として必要な知識及び技能を習得させるための教本、視聴覚教材等を使用するものとする。

（技能講習の方法）

第5条 技能講習は、講習車両1台につき受講者5人以内で、講習実施基準の技能講習項目を実習し、相互に自動車の運転技能を観察し、採点させるものとする。

（講習実施計画の策定）

第6条 講習は、受講者数及び講習体制等を勘案し、講習実施日のおおむね1月前までに講習実施計画を策定するものとする。

（講習実施責任者）

第7条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部に講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

2 責任者は、警察本部で実施する講習については運転免許試験課長、方面本部で実施する講習については交通課長とする。

3 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

4 責任者は、講習会場の安全管理に努めるほか、技能講習の実施前に技能講習車両の運行前点検を励行させるなど、講習に係る事故の未然防止に努めなければならない。

(講習指導員)

第8条 警察本部で実施する講習に係る講習指導員は、責任者が警察本部の交通部の職員のうちから適任者を選定するものとする。

2 方面本部で実施する講習に係る講習指導員は、責任者が当該方面本部の職員のうちから適任者を選定するものとする。

3 講習の実施に関し、部外講師を必要と認めたときは、責任者が依頼するものとする。

(受講者の指定と通知)

第9条 責任者は、実施計画に基づき、受講者を指定し、講習実施日のおおむね10日前までに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第17項に規定する指定自動車教習所職員講習通知書により、指定自動車教習所の管理者に通知するものとする。

(簿冊の備付け)

第10条 責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 講習実施簿（別記第1号様式）
- (2) 指定自動車教習所職員講習受講者名簿（別記第2号様式）
- (3) 指定自動車教習所職員講習通知書（写）
- (4) 指定自動車教習所職員講習受講書（規則別記様式第9号）
- (5) その他関係書類

附 則

この規程は、交付の日から施行する。

附 則（平成6年北海道警察本部告示第31号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成8年北海道警察本部告示第68号）

この附則は、平成8年9月9日から施行する。

附 則（平成10年北海道警察本部告示第91号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年北海道警察本部告示第7号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年北海道警察本部告示第160号）

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

附 則（平成28年北海道警察本部告示第144号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年北海道警察本部告示第371号）

1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指定自動車教習所職員講習実施基準

1 教習指導員

講習方法	日数	講習項目	講習細目	時間
学科講習	2	1 教則の内容と なっている事項 その他自動車の 運転に関する知 識	(1) 教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎 的事項 イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則 (2) その他自動車の運転に必要な知識 ア 初心者の交通事故の特徴 イ 自動車の構造及び運転理論 ウ 安全運転の手順	1 時間
		2 自動車教習所 に関する法令等 についての知識	(1) 教習指導員として必要な一般的知 識 ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の 向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に 関する法令 イ 教習に関する基準	1 時間
		3 教習指導員と して必要な教育 についての知識	(1) 教習指導員として必要な基礎的教 育理論 ア 学習指導の準備 イ 学習の理論 (2) 自動車の運転適性についての知識 ア 性格等に関する運転適性 イ 適性診断票の読み方 ウ 技能教習への反映	1 時間
		4 学科教習の教 習方法	(1) 教習の重点 (2) 教習の進め方 (3) 教材の活用方法	2 時間
技能講習		5 教習指導員と して必要な自動 車の運転技能	(1) 教習指導員として必要な自動車の 運転技能 (2) 技能教習の方法 (3) みきわめの方法	4 時間
		6 技能教習の教 習方法		
講習時間合計				9 時間

2 技能検定員

講習方法	日数	講習項目	講習細目	時間
学科講習	2	1 教則の内容と なっている事項	教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎的事項 イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則	1 時間
		2 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 技能検定員として必要な一般的知識 ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 技能検定に関する基準	1 時間
		3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識	4 時間
		4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	
技能講習		5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	4 時間
		6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	(1) 運転技能の観察力 (2) 運転技能の採点方法	
講習時間合計				10時間

3 管理者を直接に補佐する職員

講習方法	日数	講習項目	講習細目	時間
学科講習	1	1 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 指定自動車教習所の現状と問題点 ア 指定自動車教習所の現状 イ 指定自動車教習所の問題点 (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 免許関係法令	1 時間
			2 自動車教習所の管理に関する知識	(1) 教習理論等 ア 初心運転者教育の在り方 イ 教育理論
		(2) 教習所の管理と監督 ア 管理及び監督の原則 イ 管理及び監督の実務		2 時間
		(3) 事務処理要領 ア 事務処理要領の解説 イ 管理、監督及び事務処理に関する検討会		2 時間
		講習時間合計		

別記第 1 号様式（第10条関係）

講 習 実 施 簿

講 習 年 月 日			
講 習 区 分		講習担当者	
受 講 人 員		欠 講 者	
講 習 課 目			
講習実施状況			
備 考			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第10条関係）

指定自動車教習所職員講習受講者名簿

年

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。